

各県立学校長 様

教 育 長

### 夏季休業中の学校閉庁日の取組について（通知）

学校閉庁日の設定について、「教育職員の総労働時間の短縮に関する指針の一部改定等について（通知）」（平成30年3月20日付け教職第1136号教育長通知）により取り扱うようお願いしているところです。

つきましては、下記により、各学校において適切に運用されるようお願いいたします。

なお、各学校においては、この学校閉庁日の実施に当たり、児童・生徒、保護者に対し十分周知するようお願いいたします。

#### 記

- 1 原則、夏季休業中の3日間（平成30年8月13日から15日まで）を学校閉庁日として設定する。  
※ 学校閉庁日とは、「勤務時間が割り振られた日」にすべての教職員が休暇等を取得することにより、学校において保護者や地域の方々からの問合せ等に対応する者（日直等）を置かない日をいう。
- 2 学校閉庁期間中は、やむを得ない場合を除き、部活動等についても原則行わないこと。
- 3 学校閉庁期間中は、保護者からの問い合わせ等について、教育庁教職員課を対応窓口とする。なお、教職員課は、必要に応じて校長へ緊急連絡するなどの対応を行う。
- 4 「夏季休暇及び年次休暇の取得促進について（通知）」（平成30年6月1日付け教職第221号教育長通知）により、業務に支障を生ずることのないよう留意しつつ、夏季休暇及び年次休暇を取得することによって、学校閉庁日を含め連続した休暇が取得できるよう、各職員の休暇取得に向けた取組を奨励すること。
- 5 実施に当たっての留意事項  
(1) 児童生徒の事故等の対応のための管理体制、連絡体制を整えるようにすること。  
(2) 学校閉庁日の設定について、保護者等へ周知する際には、別添を参考にすること。

（担当）

千葉県教育庁教育振興部

教職員課 管理室

管理主事 加瀬 博俊

電話 043-223-4040